

# 工事完了報告の手続の御案内



「旭川市住宅改修補助金」「旭川市住宅雪対策補助金」の手続に関する書類をまとめています。  
必要な書類や記載内容を、必ず確認してください。

## 工事完了報告書の最終提出期限

住宅改修：令和8年11月13日（金）

雪対策：令和8年12月11日（金）

※オンライン申請をご利用ください。郵送や持参の場合は期間内必着です。

|   |                       |   |  |            |
|---|-----------------------|---|--|------------|
| 必要書類  | 両<br>制<br>度<br>共<br>通 | 工事完了報告書   | 3 ページ参照  |            |
|   |                       | 工事見積書   | 4 ページ参照  |            |
|   |                       | ・市内に営業所等を置く施工業者が作成した、補助対象工事部分のみの見積書   |  |            |
|   |                       | 工事写真<br>(日付入り)  | 工事前写真  | 5～10 ページ参照 |
|   |                       |   | ・補助対象工事項目全ての工事前の状況がわかる写真   |            |
|   |                       | 工事完了写真  | ・補助対象工事項目全ての改修後の状況がわかる写真   |            |
|   |                       |   | ・工事完了後に見えなくなる部分は、工事中の写真も必要です。<br>※省エネルギー型は、設置した製品本体等に印字されている品番も撮影してください。 |            |
|   |                       | 工事請負契約書等の写し   |  | 11 ページ参照   |
|   |                       | ・必ず、補助対象工事のみの契約書を提出してください。<br>・申請時の補助対象額と同額であることを確認してください。<br>※契約金額が変更になった場合は、注意事項（2ページ参照）を御確認ください。 |  |            |
|   |                       | 支払を証明する書類の写し  |  | 11 ページ参照   |
| ・申請した補助対象工事に関わる全ての領収書や払込受領証等の写しが必要です。<br>・補助対象工事のみの領収書や払込受領証等を提出してください。<br>・契約書と同額であることを確認してください。 |                       |   |  |            |
| 省<br>住<br>エ<br>ネ<br>ル<br>ギ<br>ー<br>改<br>修   | 補助金の請求書               | 12 ページ参照  |  |            |
|   | 工事の平面図・間取り図等          | ※窓、ガラス、外皮の工事の場合必要です。<br>13 ページ参照  |  |            |
|   | 製品規格・仕様等の資料           | ※窓、ガラス、外皮の工事の場合必要です。<br>・製品の規格・仕様や性能が分かるカタログ等の写し<br>※玄関ドア、浴室、トイレの改修工事で、工事完了写真により品番等が確認できる場合は不要です。   |  |            |
| 完了報告フォーム  |                       | <br>住宅改修補助金     |  |            |
|   |                       | <br>雪対策補助金     |  |            |

※様式と記載例は、ホームページからダウンロードできます。  
旭川市トップページ > くらし > 住宅・土地・都市計画 > 住宅・建築 > 住まいに関する情報

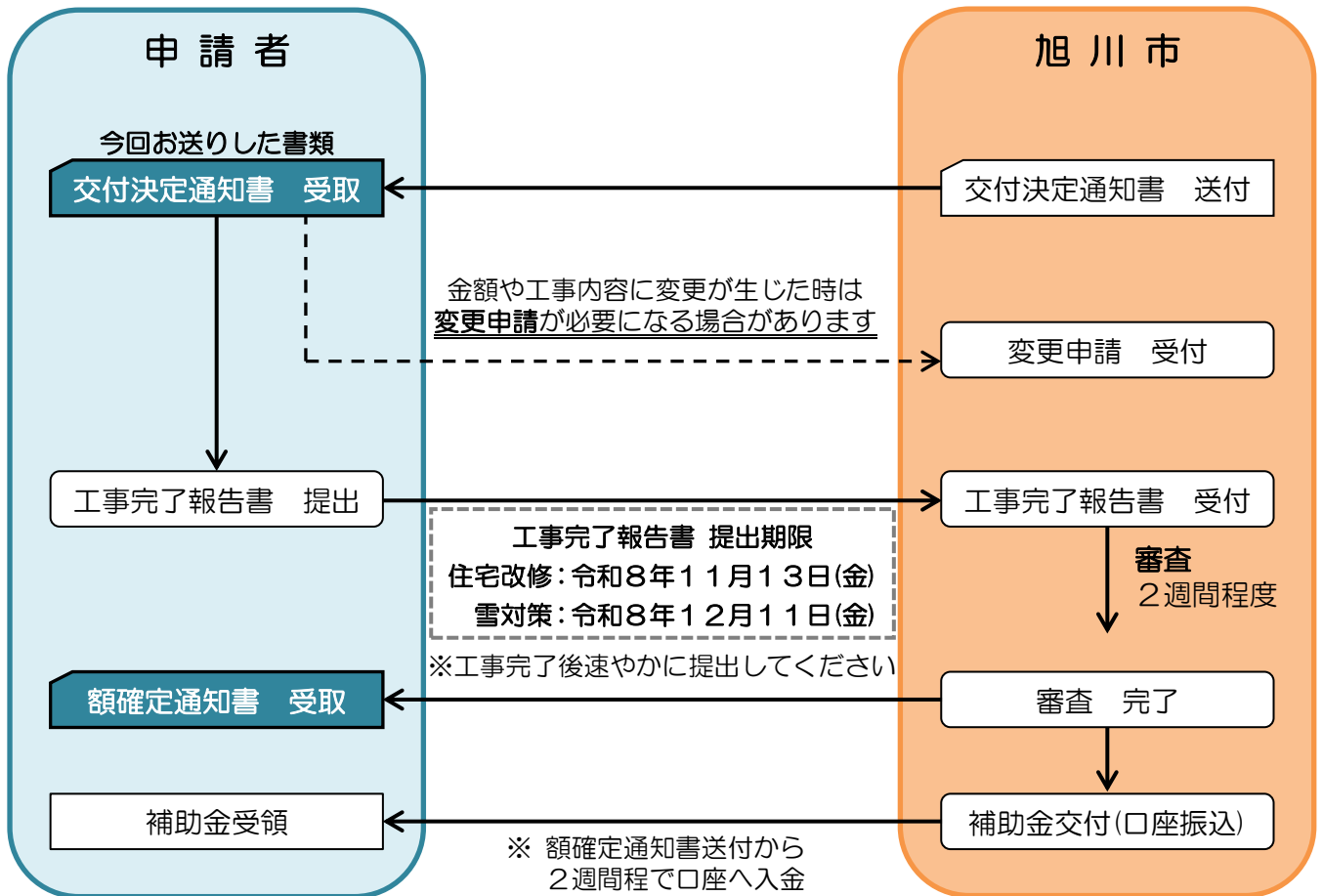
提出・お問合せ先 ※オンライン、持参又は郵送にて御提出ください。

旭川市 建築部 住宅課 電話 (0166) 25-9708  
〒070-8525 旭川市7条通10丁目 第二庁舎3階 (住宅課 補助金担当)  
Email: reform@city.asahikawa.lg.jp







※申請窓口（第二庁舎3階）の場所に変更はありませんが、4月1日より担当課が  
建築総務課から住宅課へ変更となりました。  
※総合庁舎の住宅課では窓口受付を行っておりませんので、御注意ください。

# 交付決定後の手続の流れ



## 変更申請の注意事項

- 申請時の内容から変更が生じた場合、変更申請の手続が必要になる場合があります。ただし、補助金額の増額はできません。詳しくは 14 ページの Q&A を確認してください。
- 一度請負契約を締結された後に変更があった場合は、必ず書面等で変更の契約を行ってください。変更後の契約書と変更内容を示す書類（見積書等）も提出してください。
- 補助対象外工事を契約に追加するような変更はできません。補助金の申請に係る契約とは別契約にしてください。

| 「変更申請」及び「辞退届」のオンライン申請フォーム |                                    |   |  |
|---------------------------|------------------------------------|---|--|
| 申請時の内容から変更があった場合          | 「変更申請書」「変更内容が確認できる書類」<br>(見積書や写真等) | <br>住宅改修 | <br>雪対策 |
| 補助金を辞退する場合                | 「辞退届」                              | <br>住宅改修 | <br>雪対策 |

# 〈 工事完了報告書 記載例 〉

誤りのないようはっきり正確に記載してください。

※消えないペンで記入してください。

様式第6号

## 工 事 完 了 報 告 書

(報告書を提出する日) ○年○月○日

(宛先) 旭川市長

(交付決定者) 住所 旭川市7条通9丁目48番地

氏名 旭川 太郎

先に交付決定を受けた(旭川市住宅改修補助金・旭川市住宅雪対策補助金)について、工事が完了したので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

|           |   |
|-----------|---|
| 工 事 期 間   | (着手日) <u>8年8月22日</u> ~ (完了日) <u>8年9月22日</u>   |
| 受 付 番 号   | <u>100</u>  |
| 補助金交付決定額  | 金 <u>100,000</u> 円  |
| 施 工 業 者 名 |   |
| 添 付 書 類   | <input type="checkbox"/> 工事見積書<br><input type="checkbox"/> 工事前及び工事完了後の写真<br><input type="checkbox"/> 改修部分の施工中(隠ぺい部分等)の写真<br><input type="checkbox"/> 製品企画・仕様等の資料(カタログなどの写し等) ※省エネルギー型の場合<br><input type="checkbox"/> 工事の平面図・間取り図等※省エネルギー型の場合<br><input type="checkbox"/> 工事請負契約書等の写し(申請者と契約者が異なる場合は関係性を示す書類)<br><input type="checkbox"/> 支払を証明する書類の写し(申請した工事に伴ったもの全て)<br>※ 別途、請求書(様式第8号)の提出も必要です<br>※ 必要な書類の提出がない場合は、補助金を交付することができません |

申請書、添付した関係書類の内容を確認していますか。 はい

| ※備 考 欄 | ※受 付 欄 |
|--------|--------|
|        |        |

実際に工事を開始した日と、工事が完了した日を記入してください。※完了写真は必ず工事完了日以降に撮影してください。

「受付票」の申請受付番号を記入してください。

「補助金交付決定通知書」の交付決定金額を記入してください。

項目に✓をつけながら書類の有無を確認してください。

※記載内容で不明な箇所がある場合は、事前にお問い合わせください。

※申請時の内容から変更がある場合、「変更申請」の手続が必要となることがあります。

詳しくはQ&Aの1・2番を確認してください。

※この様式は、ホームページからもダウンロードできます。

旭川市トップページ > くらし > 住宅・土地・都市計画 > 住宅・建築 > 住まいに関する情報

# 提出する工事見積書が変わります

補助対象の工事以外は見積書に含めないでください

## 御見積書

作成日：令和〇年〇〇月〇〇日

旭川 太郎 様

見積書の宛名、工事名、工事場所に誤りのないよう記載してください。

下記の通り御見積いたしました。

株式会社 ○○○○工務店

代表取締役 ○○ ○○

旭川市〇条通〇丁目〇〇番地

電話 0166-〇〇-〇〇〇〇

御見積金額 **¥386,500** (税込)

工事名 : 旭川太郎様邸 1階トイレ交換工事

工事場所 : 旭川市7条通9丁目48番地

見積有効期限 : 3か月以内

市内に営業所等がある  
施工業者に限りです。

| 工事項目                | 数量 | 単位             | 単価  | 金額             |
|---------------------|----|----------------|-----|----------------|
| 1. 1階トイレ改修工事        |    |                |     |                |
| 節水Ⅱ型トイレ 便器本体        | 1  | 台              | □□□ | ****           |
| トイレ取付費              | 1  | ヶ所             | □□□ | ****           |
| 配管工事費               | 1  | ヶ所             | □□□ | ****           |
| 処分費                 | 1  | 式              | □□□ | ****           |
| 内装工事 (床:クッションフロア張替) | 1  | m <sup>2</sup> | □□□ | ****           |
| 養生・片付け費             | 1  | 式              | □□□ | ****           |
|                     |    |                | 計   | ****           |
|                     |    | 小計             |     | 321,080        |
|                     |    | 諸経費            |     | 32,108         |
|                     |    | 合計             |     | 353,188        |
|                     |    | 値引き            |     | ▲ 1,824        |
|                     |    | 再計             |     | <b>351,364</b> |
|                     |    | 消費税            |     | 35,136         |
|                     |    | 総合計            |     | 386,500        |

### 【見積書の注意事項】

• 見積書の内容で不明な点がある場合は、再提出していただく場合がありますので御注意ください。

例：金額の計算が合わない  
数量の単位が全て「一式」である  
対象工事部分が不明確である 等

• 複数の工事がある場合は、必ず工種項目ごとに金額を計上してください。

※製品保証料、家具移動手間賃等は対象外です。

申請書の「見積金額」に記入する金額になります。

※補助金の対象・対象外の判断が難しい場合は、事前に御相談ください。

# 工事別 写真の注意事項

※工事完了後に見えなくなる部分は工事中の写真も必要になります。

| 両制度共通 |  |
|-------|--|
|       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・撮影日がわかる（工事前（工事を始める3か月以内に撮影した写真）、工事中、工事完了後（全ての工事が完了してから撮影された写真）</li> <li>・補助対象工事全ての写真がある</li> </ul> |

| 住宅改修工事                                       |  |
|--|--|
| <b>&lt;省エネルギー型&gt;</b> ※見積やカタログの商品と相違ないことを確認 |  |
| 窓・ガラス 共通                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前の全ての窓の写真（カーテン等を開けて撮影）※逆光注意</li> <li>※内窓の工事は室内から撮影し、外窓の工事は屋外から撮影する</li> <li>・工事前のサッシとガラスの種類が確認できる</li> <li>※複数ある場合は、写真の番号と見積・図面で整合がとれている</li> <li>・改修後の全ての窓の写真 ※逆光注意</li> <li>※内窓の工事は室内から撮影し、外窓の工事は屋外から撮影する</li> </ul> |
| 玄関ドアの交換                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前の玄関ドアの全景がわかる写真</li> <li>・改修後の玄関ドアの全景がわかる写真</li> <li>・製品本体等に印字等されている品番がわかる写真</li> </ul>  |
| 高断熱浴槽を備えた浴室                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前の浴室の全景がわかる写真</li> <li>※改修する浴室であることを確認するため、脱衣所側からも撮影する</li> <li>・改修後の浴室の全景がわかる写真</li> <li>・断熱風呂フタの写真</li> <li>・製品本体等に印字等されている品番がわかる写真</li> </ul>   |
| 節水型トイレ                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前のトイレ本体と室内の全景がわかる写真（ドアを開けて広角で撮影）</li> <li>・改修後のトイレ本体と室内の全景がわかる写真（ドアを開けて広角で撮影）</li> <li>・床張り替え工事を伴う場合は、床面がわかる写真</li> <li>※床にマットなどを敷いている場合は、無い状態で撮影する</li> <li>・製品本体等に印字等されている品番がわかる写真</li> </ul>                        |
| 断熱改修   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前に改修する面（床・壁・天井）を室内側から撮影した写真</li> <li>・改修した部分の全ての写真</li> <li>・工事中の写真（断熱材が施され、仕上げ材で塞ぐ前の状態で撮影）も必要</li> </ul>  |
| <b>&lt;維持保全型&gt;</b>                         |  |
| 外壁の改修  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前の外壁の状況がわかる写真（全面改修の場合は建物4面の写真）</li> <li>・改修した外壁の状況がわかる写真（全面改修の場合は建物4面の写真）</li> <li>・同系色やクリア塗装などの場合は、工事中の写真も必要</li> </ul>   |
| 屋根の改修  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前の屋根の状況がわかる写真</li> <li>・改修した屋根の状況がわかる写真</li> <li>・同系色やクリア塗装などの場合は、工事中の写真も必要</li> </ul>   |

| 雪対策工事                            |   |
|----------------------------------|---|
| ※住宅が確認できるよう、部分的ではなく広い範囲を撮影してください |   |
| 融雪槽・融雪機<br>ロードヒーティング             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置予定の位置がわかる工事前の写真</li> <li>・道路側から敷地全体の状況が分かる工事前の写真</li> <li>※既存融雪施設がないことが確認できるように、設置予定位置に物や車がない状態で広い範囲で撮影</li> <li>・設置した位置が確認できる改修後の写真</li> <li>・ロードヒーティングの場合は、工事中の写真も必要</li> </ul> |

※申請時の内容から変更がある場合、変更申請の手続きが必要になる場合があります。

※写真が不鮮明な場合や、対象工事部分が確認できない場合、再提出を求めることがあります。

## 〈 工事写真 参考例 〉

写真はL版（89×127mm）相当以上のサイズに印刷したもので構いません。  
様式は任意です。参考例の写真台紙はホームページからダウンロードできます。

|    |   |     |            |    |                             |
|----|---|-----|------------|----|-----------------------------|
| 番号 | ① | 撮影日 | 2026. 5. 1 | 備考 | 〈工事前写真〉居間の外窓を断熱性の高いものに取り替える |
|----|---|-----|------------|----|-----------------------------|

図面と写真に同一番号を振るなどして、改修箇所が明確に分かるようにしてください。

「内窓」を写す場合は、カーテンを開けて、必ず内窓全体が見える状態で撮影してください。  
「外窓」の場合は、窓全体が確認できるように、外から撮影してください。



「二重窓」の場合で、既存の窓との組合せで工事基準を満たす場合は、「室内側からの内窓」・「屋外側からの外窓」両方とも写真が必要です。

|    |   |     |            |    |                            |
|----|---|-----|------------|----|----------------------------|
| 番号 | ② | 撮影日 | 2026. 5. 1 | 備考 | 〈工事前・工事完了写真〉高断熱浴槽を備えた浴室へ改修 |
|----|---|-----|------------|----|----------------------------|

〈工事前写真（脱衣室からの撮影例）〉

〈工事完了写真（浴室内部からの撮影例）〉



「高断熱浴槽」への改修の場合は、「断熱風呂ふた」の写真も必要です。

「高断熱浴槽を備えた浴室」や「節水型トイレ」へ改修する場合は、申請した住宅と同じであることが確認できるように、工事前・工事完了ともに同じ画角で「広角」又は「複数方向」から撮影してください。

|   |   |     |           |    |                            |
|---|---|-----|-----------|----|----------------------------|
| 番号  | ① | 撮影日 | 2026.9.22 | 備考 | 〈完了写真〉居間の外窓を断熱性の高いものに取り替える |
|  |   |     |           |    |                            |

|  |  |     |           |    |              |
|--|--|-----|-----------|----|--------------|
| 番号   |  | 撮影日 | 2026.9.15 | 備考 | 〈工事中〉壁の断熱材充填 |
|  |  |     |           |    |              |
| <p>「断熱改修工事」などで、工事完了後に見えなくなる部分がある場合は、必ず工事中の写真も撮影してください。</p>                           |  |     |           |    |              |

| 番号  | ① | 撮影日 | 2026. 6. 1 | 備考 | 〈工事前写真〉<br>外壁張替え(正面・左面) |
|---|---|-----|------------|----|-------------------------|
| <p>改修する全ての範囲が分かるように写してください。<br/>「外壁の全面改修工事」は、外壁全面（4面）を写してください。</p>                  |   |     |            |    |                         |
|  |   |     |            |    |                         |
| <p>敷地が狭く壁面全体を写しにくい場合でも、斜めから複数方向で撮影するなど、できるだけ工事する部分が写り込むようにしてください。</p>               |   |     |            |    |                         |
| <p>「塗装・張替え工事（屋根・壁共）」の場合、既存の色と同系色の塗装や、クリア塗装の場合は工事中の写真も必ず撮影してください。</p>                |   |     |            |    |                         |

| 番号   | ② | 撮影日 | 2026. 6. 1 | 備考 | 〈工事前写真〉 屋根塗装 |
|--|---|-----|------------|----|--------------|
| <p>「屋根の改修工事」は、危険のない範囲で屋根の上から撮影してください。屋根の上からの撮影が困難な場合は、施工業者に撮影を依頼してください。</p>          |   |     |            |    |              |
|  |   |     |            |    |              |

# [住宅改修工事]

維持保全型

| 番号  | 撮影日 | 2026.9.22 | 備考 | 〈完了写真〉<br>外壁張替え（正面・左面） |
|---|-----|-----------|----|------------------------|
| <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">                     工事前・完了後の状態を確認するため、<br/>                     同じ画角で撮影してください。                 </div> |     |           |    |                        |
|    |     |           |    |                        |

| 番号   | 撮影日 | 2026.9.22 | 備考 | 〈完了写真〉屋根塗装 |
|--|-----|-----------|----|------------|
|  |     |           |    |            |

|    |  |     |          |    |                |
|----|--|-----|----------|----|----------------|
| 番号 |  | 撮影日 | 2026.8.1 | 備考 | 〈工事前写真〉融雪槽設置予定 |
|----|--|-----|----------|----|----------------|



- 設置する予定の位置を含めて、道路と住宅の位置関係が分かるように写してください。なお、既存の融雪施設がないことを確認するため、必ず敷地内に積雪や車や敷物等がない状態で敷地全体を撮影してください。
- 融雪槽の設置予定位置が分かるように撮影してください。また、設置予定位置は塗りつぶさないように示してしてください。

|    |  |     |           |    |               |
|----|--|-----|-----------|----|---------------|
| 番号 |  | 撮影日 | 2026.9.22 | 備考 | 〈完了写真〉融雪槽設置工事 |
|----|--|-----|-----------|----|---------------|



## 〈 工事請負契約書・領収書 注意事項 〉

工事の請負契約は必ず書面で行ってください。

必要事項（注文者・請負者・請負金額・契約日・工事内容等）が記載され、印紙が貼付された同等の書類であれば、施工業者が普段お使いの契約書の書式で構いませんが、必ず、補助対象工事のみの契約書を作成してください。

**〈みほん〉**

住宅リフォーム工事  
請負契約書

印紙貼付欄  
印

本契約書、住宅リフォーム工事請負契約約款及び添付の見積書、仕様書、設計図書等にもとづいて、工事請負契約を結ぶ。この契約の証として本書を2通作成し、当事者が記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

1. 工事名称 \_\_\_\_\_

2. 工事場所 \_\_\_\_\_

3. 工事期間 年 月 日 より 年 月 日 まで

4. 請負金額 \_\_\_\_\_ 円 (税込)

うち工事価格 (消費税等額を除く) 金 \_\_\_\_\_ 円

取引に係る消費税等額 金 \_\_\_\_\_ 円

5. 支払方法

| 契約締結時 | 令和 | 年 | 月 | 日 | 金 | 円 (税込) |
|-------|----|---|---|---|---|--------|
|       | 令和 | 年 | 月 | 日 | 金 | 円 (税込) |
|       | 令和 | 年 | 月 | 日 | 金 | 円 (税込) |
|       | 令和 | 年 | 月 | 日 | 金 | 円 (税込) |

6. 添付書類 見積書 仕様書 設計図 その他 ( \_\_\_\_\_ )

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

注文者

住所 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

請負者

住所 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 担当者 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ FAX 番号 \_\_\_\_\_

消印は、注文者・請負者どちらか一方でも差し支えありません。  
印紙税額は、税務署等に確認してください。

申請した補助対象工事のみの契約書を作成してください。  
申請時に申請書に記載した、補助対象工事から変更があった場合や、契約金額に変更があった場合は、実際に締結した補助対象工事のみの契約金額に合った見積書を提出してください。  
※金額が減額になった場合は変更申請の手続きが必要になります。詳しくは3ページ Q&A

**※注意**  
契約は、必ず令和8年4月1日以降に締結してください。

補助金の申請者と工事の契約者(支払者)が異なる場合は、申請者と契約者の関係性が確認できる書類の提出が必要になります。  
※なお、異なる契約者名義で有効なのは、申請者からみて3親等以内の親族のみです。

※この参考様式は「(一社)住宅リフォーム推進協議会」のホームページからダウンロードすることができます。  
<http://www.j-reform.com/publish/shosiki.html>

領 収 書

(申請者名) \_\_\_\_\_ 様

金額 ¥850,000 円

但 \_\_\_\_\_

令和\*\*年\*\*月\*\*日  
上記正に領収いたしました

印紙

〇 〇 会 社

- 申請した補助対象工事に関わる全ての支払を証明する書類の写しが必要です。
- 銀行振込の場合は、施工業者への代金支払が完了した時点で施工業者に領収書を発行してもらうか、銀行払込受領証や振込明細書等の写しを提出してください。
- 別契約で対象外工事を行う場合であっても、補助対象工事のみの領収書を提出してください。
- 申請者と契約者が異なる場合、領収書の宛名は契約者名と統一してください。

印紙税額は、税務署等に確認してください。

# 〈 請求書 記載例 〉

補助金を確実に振り込むため、請求書には必要事項をはっきりと正確に記載してください。

様式第9号

## 請 求 書

(宛先) 旭川市長

(交付決定者) 住所 旭川市7条通9丁目48番地

氏名 旭川 太郎

次のとおり請求します。

|     |   |   |       |   |   |   |
|-----|---|---|-------|---|---|---|
| 請求額 | 十 | 億 | 千     | 百 | 十 | 円 |
|     |   |   | 記入しない |   |   | 0 |
|     |   |   |       |   |   | 0 |
|     |   |   |       |   |   | 0 |

請求内容  
旭川市住宅改修補助金 旭川市住宅雪対策補助金) として

振込先

| 金融機関名・支店名      | 口座番号             | 口座名義 (カタカナ) |
|----------------|------------------|-------------|
| 銀行<br>信金<br>農協 | 普通 1234567<br>当座 | アサヒカワ タロウ   |

申請者の住所・氏名

金額は記入しないでください。誤った金額を記入した場合、再提出になります。

「金融機関名」「支店名」「口座番号」を誤りのないよう、しっかり正確に記入してください。

振込口座名義をカタカナで記入 ※申請者本人の口座名義

普通・当座どちらかに記入

**★ゆうちょ銀行の場合★**

振込用の「店名番号」「口座番号」が必要です。

〈変換例〉 記号 19740      番号 12345671

2～3桁目の数字の最後に「8」を加えて漢数字で記入 ↓      最後の「1」をとる ↓

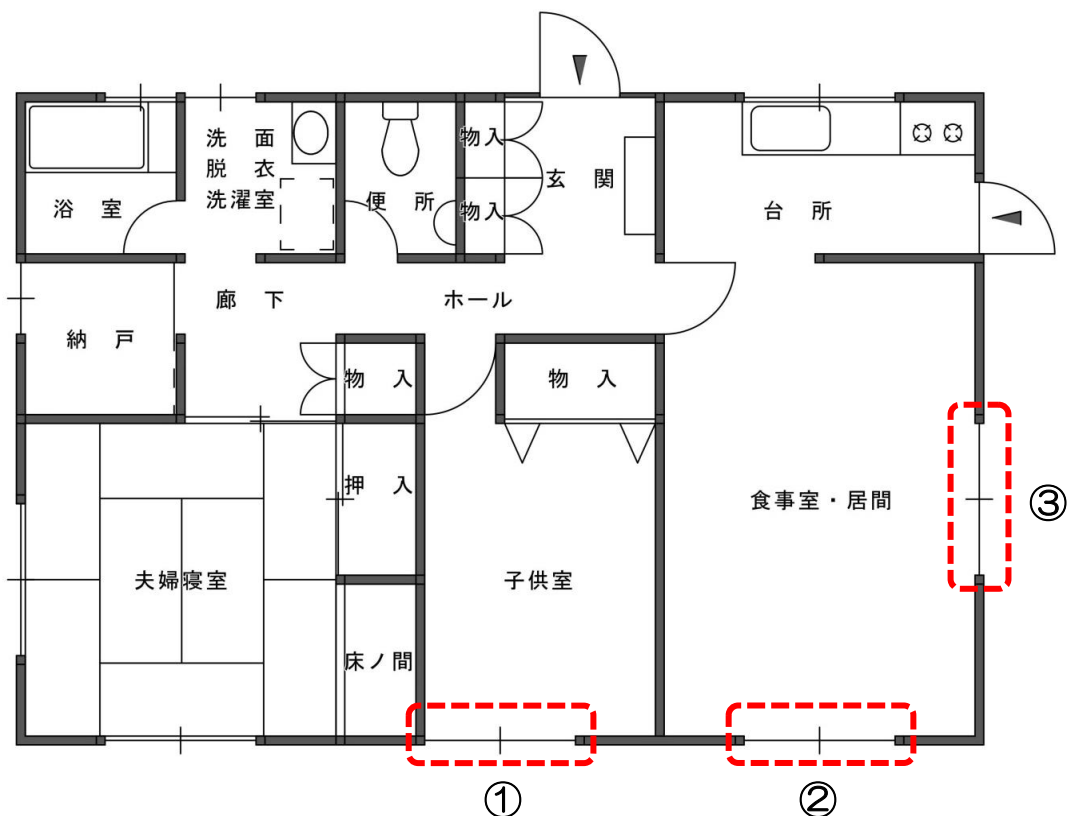
支店名 九七八      口座番号 1234567

※詳しくは、ゆうちょ銀行に御確認ください。

※請求書の様式は、ホームページからダウンロードできます。  
旭川市トップページ > くらし > 住宅・土地・都市計画 > 住宅・建築 > 住まいに関する情報

# 〈 工事の平面図・間取り図等 記載例 〉

※外窓の交換工事の場合の例



**写真番号 ①**  
 〈現状〉  
 W1600×H1100  
 外窓：アルミサッシ+単板ガラス  
 内窓：アルミサッシ+単板ガラス  
 ↓  
 〈改修後〉  
 W1600×H1100  
 外窓：樹脂サッシ+LowE 複層ガラス  
 内窓：現状のまま

**写真番号 ②**  
 〈現状〉  
 W1600×H2100  
 外窓：アルミサッシ+単板ガラス  
 内窓：アルミサッシ+単板ガラス  
 ↓  
 〈改修後〉  
 W1600×H2100  
 外窓：樹脂サッシ+LowE 複層ガラス  
 内窓：現状のまま

**写真番号 ③**  
 〈現状〉  
 W1600×H1100  
 外窓：アルミサッシ+単板ガラス  
 内窓：アルミサッシ+単板ガラス  
 ↓  
 〈改修後〉  
 W1600×H1100  
 外窓：樹脂サッシ+LowE 複層ガラス  
 内窓：現状のまま

## 【図面の注意事項】

| 工事の種類    | 記載が必要な事項  |
|----------|---|
| 窓・ガラス 共通 | <ul style="list-style-type: none"> <li>対象の窓の場所を図示（複数の場合は番号※写真と整合させる）</li> <li>現状と改修後の窓の寸法、サッシの種類（素材）、ガラスの種類（厚さ）等</li> </ul> |
| 断熱改修     | <ul style="list-style-type: none"> <li>対象部分と範囲を図示</li> <li>使用する材料（断熱材）が複数の場合、その種類と性能・厚さを記載</li> </ul>                       |

※玄関ドアや、浴室・トイレの改修工事の場合は不要です。

※改修の内容が複雑な場合、そのほか図面等の提出を求められることがあります。

| 分類    | 制度 | Q & A   |
|-------|----|---|
| 変更    | 共通 | <b>Q1 補助金交付決定後に施工業者や工事の種類が変わった場合どうしたらよいですか。</b><br>A1 「施工業者の変更」、「工事種別の変更」、「使用する材料・製品等の、省エネルギー性能の低いものへの変更（住宅改修（省エネルギー型の場合）」は、変更申請の手続を行う必要があります。変更申請書に、変更内容が分かる書類（見積書やカタログ、写真等）を添えて速やかに提出してください。施工業者との変更契約は、補助金の変更申請手続前であっても支障ありません。<br>なお、補助金額の増額はできません。 |
|       |    | <b>Q2 工事の一部を中止したことで補助対象工事費が下がりました。補助金額も減額になりますか。</b><br>A2 「補助対象工事費用の減額、一部中止」の場合は、変更申請の手続が必要です。工事内容によっては、補助金額も減額となることがあります。<br>また、補助対象工事費が下がったことで、補助の要件を満たさなくなった場合は、「辞退届」を速やかに提出してください。   |
|       |    | <b>Q3 補助対象以外の工事が追加になる変更はできますか。</b><br>A3 できません。補助対象以外の工事を含めないでください。   |
|       |    | <b>Q4 補助制度を申請した後に工事を中止することになりました。手続は必要ですか。</b><br>A4 届出が必要です。「辞退届」を速やかに提出してください。  |
|       |    | <b>Q5 施工業者が作成した見積書が、補助対象工事と補助対象外工事が含まれている場合どうしたらよいですか。</b><br>補助対象以外の工事が含まれている場合は申請できません。<br>A5 補助対象工事のみを見積書を提出してください。<br>また、契約書や領収書等においても補助対象工事のみのもので作成してください。   |
| 契約書   | 共通 | <b>Q6 工事請負契約書が必要となっていますが、注文請書でもよいですか。</b><br>A6 工事請負契約書以外に、必要事項（注文者・請負者・請負金額・契約日・工事内容等）が記載され、印紙（割印又はサイン入り）が貼付された同等の書類でも構いませんが、必ず、補助対象工事のみの契約書または同等の書類を作成してください。   |
|       |    | <b>Q7 親の住んでいる住宅について、別居している子が工事請負契約してもいいですか。</b><br>A7 別居している子（3親等以内に限る）でも、住宅に居住している親に代わって請負契約することができます。工事完了報告時に契約書や領収書と合わせて、親子関係を示す戸籍謄本等を提出してください。  |
|       |    | <b>Q8 工事代金を銀行振込で支払ったので領収書がありません。</b><br>A8 銀行振込の場合は、施工業者への代金支払が完了した時点で施工業者に領収書を発行してもらうか、銀行払込受領証や振込明細書等の写しを提出してください。   |
| 領収書   | 共通 | <b>Q9 工事代金をローンで支払うので領収書がありません。</b><br>A9 クレジットやローンによる支払の場合は、ローン会社などから施工業者への代金支払が完了した時点で施工業者に領収書を発行してもらうか、施工業者に工事代金が振り込まれたことを示す書類（支払明細書や代金が振り込まれた通帳のコピー等）など、工事代金の支払が完了していることが確認できる書類を提出してください。   |
|       |    | <b>Q10 みらいエコ住宅2026事業の補助金との併用は可能ですか。</b><br>A10 住宅のリフォーム工事を対象とする国等の他の補助制度との併用はできません。ただし、旭川市で対象とするリフォーム工事と、国等の他の補助制度で対象とするリフォーム工事の内容や請負工事契約が別であることに加え、工期が別である場合には、併用できることがあります。   |
| 他の補助金 | 共通 | <b>Q10 みらいエコ住宅2026事業の補助金との併用は可能ですか。</b><br>A10 住宅のリフォーム工事を対象とする国等の他の補助制度との併用はできません。ただし、旭川市で対象とするリフォーム工事と、国等の他の補助制度で対象とするリフォーム工事の内容や請負工事契約が別であることに加え、工期が別である場合には、併用できることがあります。   |